

重 要

事務連絡

令和元年 11 月 13 日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西 橋 一 裕

「警備業法」の一部改正について

本年 12 月 14 日から、

- 警備業、警備員、指導教育責任者、機械警備業務管理者の欠格事由であった成年被後見人、被補佐人が削除
- 備え付け書類又は申請書類のうち法務局からの登記事項証明書は不用

本年 6 月 14 日、警備業法の一部改正が行われ、本年 12 月 14 日施行になります。

改正部分は、警備業の要件（欠格事由）を定めた第 3 条第 1 項第 1 号の

「成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの」

が、「成年被後見人若しくは被補佐人」が削除され、

「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの」

と改正されています。

第 3 条第 1 項第 1 号の改正により、同号を準用していた

警備員、指導教育責任者、機械警備業務管理者の欠格事由

からも「成年被後見人若しくは被補佐人」は外されています。

よって、本年 12 月 14 日以降、新たに警備員を雇用する場合、及び指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証の申請、さらには特別講習の合格証明書の申請を行う場合は、登記事項証明書（成年被後見人若しくは被補佐人に登記されていない証明書）は不用となります。

また、これまで警備員になろうとする者、又は上記申請の際に添付していただいた誓約書についても「成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの」の文言は削除し、新たに「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの」を付け加える必要があります。

なお、本籍地の市町村長発行の「身分証明書」は、今までの様式で発行されるため、「成年被後見人若しくは被補佐人」の有無まで記載されております。

※ 上記内容については、11月12日、警察本部に確認済み。